

改正後

改正前

<p>第三条 略</p> <p>(承認の申請)</p> <p>第四条 規則第一条の三に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書（譲渡）（別記第二号様式）とする。</p> <p>第五条 規則第二条に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書（合併）（別記第三号様式）又は旅館業営業承継承認申請書（分割）（別記第四号様式）とする。</p> <p>第六条 規則第三条に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書（相続）（別記第五号様式）とする。</p> <p>第七条 規則第四条に規定する届出は、旅館業営業変更届出書（別記第六号様式）又は旅館業営業停止（廃止）届出書（別記第七号様式）を提出して行わなければならない。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第八条 条例第十二条第一号に規定する浴室の管理運営に係る記録について、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）による作成を行う場合は、業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。</p> <p>2 条例第十二条第一号に規定する浴室の管理運営に係る記録及び同条第九号に規定する水質検査の記録について、電磁的記録による保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>(宿泊者名簿)</p> <p>第九条 規則第四条の二第三項第二号に規定する事項は、次の各号に掲げる事</p>	<p>第三条 略</p> <p>(承認の申請)</p> <p>第四条 規則第二条に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書（合併）（別記第二号様式）又は旅館業営業承継承認申請書（分割）（別記第三号様式）とする。</p> <p>第五条 規則第三条に規定する申請書は、旅館業営業承継承認申請書（相続）（別記第四号様式）とする。</p> <p>第六条 規則第四条に規定する届出は、旅館業営業変更届出書（別記第五号様式）又は旅館業営業停止（廃止）届出書（別記第六号様式）を提出して行わなければならない。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第七条 条例第十二条第一号に規定する浴室の管理運営に係る記録について、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）による作成を行う場合は、業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。</p> <p>2 条例第十二条第一号に規定する浴室の管理運営に係る記録及び同条第九号に規定する水質検査の記録について、電磁的記録による保存を行う場合は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。</p> <p>(宿泊者名簿)</p> <p>第八条 規則第四条の二第三項第二号に規定する事項は、次の各号に掲げる事</p>
--	--

2 項とする。  
・ 一  
3 六  
略

2 項とする。  
・ 一  
3 六  
略

改正後

第一号様式（第三条）

旅館業営業許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、事  
務所所在地及び代表者の氏名）

旅館業営業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときは、その旨
- 5 営業施設の構造設備の概要

6 申請者等が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及びその内容

（削る。）

添付書類

- 1 付近見取図（営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる諸施設の位置及び名称を記入した縮尺2,500分の1のもの）
- 2 営業施設の配置図、正面図、側面図及び各階の平面図（施設の構造設備を明らかにした縮尺100分の1のもの）
- 3 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図（縮尺100分の1のもの）
- 4 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

改正前

第一号様式（第三条）

旅館業営業許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、事  
務所所在地及び代表者の氏名）

旅館業営業の許可を受けたいので、旅館業法第3条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 営業の種別
- 4 営業施設が旅館業法施行規則第5条第1項に該当するときは、その旨
- 5 営業施設の構造設備の概要

6 申請者等が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及びその内容

7 旅館業法施行規則第1条第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあっては、この申請に係る営業を譲り受けたことを証する旨

添付書類

- 1 付近見取図（営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる諸施設の位置及び名称を記入した縮尺2,500分の1のもの）
- 2 営業施設の配置図、正面図、側面図及び各階の平面図（施設の構造設備を明らかにした縮尺100分の1のもの）
- 3 客室等にガス設備を設ける場合は、その配管図（縮尺100分の1のもの）
- 4 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書

第二号様式（第四条）

（新設）

旅館業営業承継承認申請書（譲渡）

年 月 日

千葉県知事 様

譲受人

住所

氏名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、事務所  
の所在地及び代表者の氏名〕

譲渡人

住所

氏名

〔法人にあつては、その名称、事務所  
の所在地及び代表者の氏名〕

営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 譲渡予定年月日 年 月 日
- 2 営業施設の名称
- 3 営業施設の所在地
- 4 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 5 譲受人が法人の場合にあつては、当該法人又はその役員（予定者）が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及びその内容

添付書類

- 1 旅館業の譲渡を証する書類
- 2 譲受人が法人の場合にあつては、定款又は寄附行為の写し
- 3 譲受人が法人の場合にあつては、その役員（予定者）の名簿
- 4 付近見取図（営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における法第3条第3項各号に掲げる諸施設の位置及び名称を記入した縮尺2,500分の1のもの）

第三号様式（第五条）

旅館業営業承継承認申請書（合併）

年 月 日

千葉県知事

様

名 称

事務所所在地

代表者の氏名

営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の3第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

## 1 合併により消滅する法人に関する事項

- (1) 名称
- (2) 事務所所在地
- (3) 代表者の氏名

## 2 合併後存続（合併により設立）する法人に関する事項

- (1) 名称
- (2) 事務所所在地
- (3) 代表者の氏名

3 合併予定年月日 年 月 日

4 営業施設の名称

5 営業施設の所在地

6 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

7 合併後存続（合併により設立）する法人又は当該法人の役員（予定者）が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及びその内容

添付書類

- 1 合併後存続（合併により設立）する法人の定款又は寄附行為の写し
- 2 合併後存続（合併により設立）する法人の役員（予定者）の名簿
- 3 付近見取図（営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における法第3条第3項各号に掲げる諸施設の位置及び名称を記入した縮尺2,500分の1のもの）

第二号様式（第四条）

旅館業営業承継承認申請書（合併）

年 月 日

千葉県知事

様

名 称

事務所所在地

代表者の氏名

営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

## 1 合併により消滅する法人に関する事項

- (1) 名称
- (2) 事務所所在地
- (3) 代表者の氏名

## 2 合併後存続（合併により設立）する法人に関する事項

- (1) 名称
- (2) 事務所所在地
- (3) 代表者の氏名

3 合併予定年月日 年 月 日

4 営業施設の名称

5 営業施設の所在地

6 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

7 合併後存続（合併により設立）する法人又は当該法人の役員（予定者）が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及びその内容

添付書類

- 1 合併後存続（合併により設立）する法人の定款又は寄附行為の写し
- 2 合併後存続（合併により設立）する法人の役員（予定者）の名簿
- 3 付近見取図（営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における法第3条第3項各号に掲げる諸施設の位置及び名称を記入した縮尺2,500分の1のもの）

第四号様式（第五条）

旅館業営業承継承認申請書（分割）

年 月 日

千葉県知事

様

名 称

事務所所在地

代表者の氏名

営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の3第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

## 1 分割前の法人に関する事項

- (1) 名 称
- (2) 事務所所在地
- (3) 代表者の氏名

## 2 分割により旅館業を承継する法人に関する事項

- (1) 名 称
- (2) 事務所所在地
- (3) 代表者の氏名

3 分割予定年月日 年 月 日

4 営業施設の名称

5 営業施設の所在地

6 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

7 分割により旅館業を承継する法人又は当該法人の役員（予定者）が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及びその内容

添付書類

- 1 分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し
- 2 分割により旅館業を承継する法人の役員（予定者）の名簿
- 3 付近見取図（営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における法第3条第3項各号に掲げる諸施設の位置及び名称を記入した縮尺2,500分の1のもの）

第三号様式（第四条）

旅館業営業承継承認申請書（分割）

年 月 日

千葉県知事

様

名 称

事務所所在地

代表者の氏名

営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の2第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

## 1 分割前の法人に関する事項

- (1) 名 称
- (2) 事務所所在地
- (3) 代表者の氏名

## 2 分割により旅館業を承継する法人に関する事項

- (1) 名 称
- (2) 事務所所在地
- (3) 代表者の氏名

3 分割予定年月日 年 月 日

4 営業施設の名称

5 営業施設の所在地

6 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

7 分割により旅館業を承継する法人又は当該法人の役員（予定者）が旅館業法第3条第2項各号に該当することの有無及びその内容

添付書類

- 1 分割により旅館業を承継する法人の定款又は寄附行為の写し
- 2 分割により旅館業を承継する法人の役員（予定者）の名簿
- 3 付近見取図（営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における法第3条第3項各号に掲げる諸施設の位置及び名称を記入した縮尺2,500分の1のもの）

改正後

第五号様式（第六条）

旅館業営業承継承認申請書（相続）

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名

年 月 日生

被相続人との続柄

営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の4第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日 年 月 日
- 4 営業施設の名称
- 5 営業施設の所在地
- 6 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 7 申請者が旅館業法第3条第2項第1号から第6号まで又は第8号に該当することの有無及びその内容

添付書類

- 1 被相続人との続柄及び被相続人の死亡の事実を証する戸籍謄本若しくは除かれた戸籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合は、その全員の同意書
- 3 付近見取図（営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる諸施設の位置及び名称を記入した縮尺2,500分の1のもの）

改正前

第四号様式（第五条）

旅館業営業承継承認申請書（相続）

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名

年 月 日生

被相続人との続柄

営業者の地位の承継について承認を受けたいので、旅館業法第3条の3第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日 年 月 日
- 4 営業施設の名称
- 5 営業施設の所在地
- 6 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 7 申請者が旅館業法第3条第2項第1号から第6号まで又は第8号に該当することの有無及びその内容

添付書類

- 1 被相続人との続柄及び被相続人の死亡の事実を証する戸籍謄本若しくは除かれた戸籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合は、その全員の同意書
- 3 付近見取図（営業施設の位置並びに当該施設の所在地を中心とした半径100メートルの区域内における旅館業法第3条第3項各号に掲げる諸施設の位置及び名称を記入した縮尺2,500分の1のもの）

改正後

第六号様式（第七条）

旅館業営業変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名

（法人にあつては、その名称、事  
務所所在地及び代表者の氏名）

旅館業法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 4 変更事項
- 5 変更年月日 年 月 日

添付書類 営業施設の構造設備の変更にあつては、その前後の状況を示す図面

改正前

第五号様式（第六条）

旅館業営業変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住所

氏名

（法人にあつては、その名称、事  
務所所在地及び代表者の氏名）

旅館業法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 4 変更事項
- 5 変更年月日 年 月 日

添付書類 営業施設の構造設備の変更にあつては、その前後の状況を示す図面



第七号様式（第七条）

旅館業営業停止（廃止）届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住所  
氏名

（法人にあつては、その名称、事  
務所所在地及び代表者の氏名）

旅館業営業を停止（廃止）したので、旅館業法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 4 停止事項（一部・全部）
- 5 停止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 廃止年月日 年 月 日

添付書類 営業施設の構造設備の一部停止にあつては、その前後の状況を示す図面

第六号様式（第六条）

旅館業営業停止（廃止）届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住所  
氏名

（法人にあつては、その名称、事  
務所所在地及び代表者の氏名）

旅館業営業を停止（廃止）したので、旅館業法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 営業施設の名称
- 2 営業施設の所在地
- 3 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 4 停止事項（一部・全部）
- 5 停止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 廃止年月日 年 月 日

添付書類 営業施設の構造設備の一部停止にあつては、その前後の状況を示す図面



○理容師法施行細則（昭和五十六年千葉県規則第七十四号）に関する資料（第二条関係）

改正後	改正前
<p>(承継届)</p> <p>第五条 施行規則第二十条の二第一項の規定による譲渡による理容所の開設者の地位の承継の届出書は、理容所開設者承継届出書（譲渡）（別記第五号様式）によるものとする。</p> <p>2  施行規則第二十一条第一項の規定による相続による理容所の開設者の地位の承継の届出書は、理容所開設者承継届出書（相続）（別記第六号様式）によるものとする。</p> <p>3  施行規則第二十二条第一項の規定による合併による理容所の開設者の地位の承継の届出書は、理容所開設者承継届出書（合併）（別記第七号様式）によるものとする。</p> <p>4  施行規則第二十二条の二第一項の規定による分割による理容所の開設者の地位の承継の届出書は、理容所開設者承継届出書（分割）（別記第八号様式）によるものとする。</p>	<p>(承継届)</p> <p>第五条 (新設)</p> <p>2  施行規則第二十一条第一項の規定による相続による理容所の開設者の地位の承継の届出書は、理容所開設者承継届出書（相続）（別記第五号様式）によるものとする。</p> <p>3  施行規則第二十二条第一項の規定による合併による理容所の開設者の地位の承継の届出書は、理容所開設者承継届出書（合併）（別記第六号様式）によるものとする。</p> <p>3  施行規則第二十二条の二第一項の規定による分割による理容所の開設者の地位の承継の届出書は、理容所開設者承継届出書（分割）（別記第七号様式）によるものとする。</p>



## 第一号様式（第二条第一項）

理 容 所 開 設 届

年 月 日

千葉県知事 様

開設者住所 (電話)

開設者氏名

(法人にあつては、その名称、  
所在地及び代表者氏名)

次のとおり理容所を開設するので、理容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

## 1 理容所の名称及び所在地

名 称

所在地 (電話)

## 2 理容師法第11条の4第1項に規定する理容所にあつては、管理理容師の氏名及び住所

氏 名

住 所

## 3 理容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名

## 4 理容所の構造及び設備の概要

## 5 理容師について結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無

氏 名

疾病の有無 有(病名 )・無

## 6 開設予定年月日 年 月 日

## 7 開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称

## 8 開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第11条第1項の届出がされている場合(7の場合を除き、当該届出を当該理容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。)は、当該美容所の開設予定年月日 年 月 日

(削る。)

## 添付書類

## 1 健康診断書(理容師について結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患に関する医師の診断書)

## 2 管理理容師を設置する理容所にあつては、管理理容師資格認定講習会の修了証書の写し

## 3 開設者が外国人である場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

## 4 施設の平面図及び案内図

## 第一号様式（第二条第一項）

理 容 所 開 設 届

年 月 日

千葉県知事 様

開設者住所 (電話)

開設者氏名

(法人にあつては、その名称、  
所在地及び代表者氏名)

次のとおり理容所を開設するので、理容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

## 1 理容所の名称及び所在地

名 称

所在地 (電話)

## 2 理容師法第11条の4第1項に規定する理容所にあつては、管理理容師の氏名及び住所

氏 名

住 所

## 3 理容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名

## 4 理容所の構造及び設備の概要

## 5 理容師について結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無

氏 名

疾病の有無 有(病名 )・無

## 6 開設予定年月日 年 月 日

## 7 開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所が開設されている場合は、当該美容所の名称

## 8 開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法(昭和32年法律第163号)第11条第1項の届出がされている場合(7の場合を除き、当該届出を当該理容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。)は、当該美容所の開設予定年月日 年 月 日

(削る。)

## 9 理容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、この届出に係る営業を譲り受けたことを証する旨

## 添付書類

## 1 健康診断書(理容師について結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患に関する医師の診断書)

## 2 管理理容師を設置する理容所にあつては、管理理容師資格認定講習会の修了証書の写し

## 3 開設者が外国人である場合は、住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

## 4 施設の平面図及び案内図

第五号様式 (第五条第一項)

(新設)

理容所開設者承継届出書(譲渡)

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

開設者の地位を承継したので、理容師法11条の3第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 営業を譲渡した者の住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- 2 営業を譲渡した者の氏名(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)
- 3 譲渡の年月日 年 月 日
- 4 理容所の名称
- 5 理容所の所在地
- 6 確認年月日及び確認番号 年 月 日 第 号

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書面
- 2 届出者が外国人である場合は、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

改正後

**第六号様式（第五条第二項）**

理容所開設者承継届出書（相続）

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日生

被相続人との続柄

開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日 年 月 日
- 4 理容所の名称
- 5 理容所の所在地
- 6 確認年月日及び確認番号 年 月 日 第 号

添付書類

- 1 被相続人との続柄及び被相続人の死亡の事実を証する戸籍謄本若しくは除かれた戸籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合は、その全員の同意書

改正前

**第五号様式（第五条第一項）**

理容所開設者承継届出書（相続）

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日生

被相続人との続柄

開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日 年 月 日
- 4 理容所の名称
- 5 理容所の所在地
- 6 確認年月日及び確認番号 年 月 日 第 号

添付書類

- 1 被相続人との続柄及び被相続人の死亡の事実を証する戸籍謄本若しくは除かれた戸籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合は、その全員の同意書

改正後

**第七号様式** (第五条第三項)

理容所開設者承継届出書 (合併)

年 月 日

千葉県知事 様

名 称  
事務所所在地  
代表者の氏名

開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 合併により消滅した法人に関する事項

- (1) 名 称
- (2) 事務所所在地
- (3) 代表者の氏名

2 合併の年月日 年 月 日

3 理容所の名称

4 理容所の所在地

5 確認年月日及び確認番号 年 月 日 第 号

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

改正前

**第六号様式** (第五条第二項)

理容所開設者承継届出書 (合併)

年 月 日

千葉県知事 様

名 称  
事務所所在地  
代表者の氏名

開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 合併により消滅した法人に関する事項

- (1) 名 称
- (2) 事務所所在地
- (3) 代表者の氏名

2 合併の年月日 年 月 日

3 理容所の名称

4 理容所の所在地

5 確認年月日及び確認番号 年 月 日 第 号

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書



改正後

第八号様式 (第五條第四項)

理容所開設者承継届出書 (分割)

年 月 日

千葉県知事 様

名 称

事務所所在地

代表者の氏名

開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 分割前の法人に関する事項

(1) 名 称

(2) 事務所所在地

(3) 代表者の氏名

2 分割の年月日 年 月 日

3 理容所の名称

4 理容所の所在地

5 確認年月日及び確認番号 年 月 日 第 号

添付書類

分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

改正前

第七号様式 (第五條第三項)

理容所開設者承継届出書 (分割)

年 月 日

千葉県知事 様

名 称

事務所所在地

代表者の氏名

開設者の地位を承継したので、理容師法第11条の3第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 分割前の法人に関する事項

(1) 名 称

(2) 事務所所在地

(3) 代表者の氏名

2 分割の年月日 年 月 日

3 理容所の名称

4 理容所の所在地

5 確認年月日及び確認番号 年 月 日 第 号

添付書類

分割により営業を承継した法人の登記事項証明書



○美容師法施行細則（昭和五十六年千葉県規則第七十五号）に関する資料（第三条関係）

改正後	改正前
<p>(承継届)</p> <p>第五条 施行規則第二十条の二第一項の規定による譲渡による美容所の開設者の地位の承継の届出書は、美容所開設者承継届出書（譲渡）（別記第五号様式）によるものとする。</p> <p>2  施行規則第二十一条第一項の規定による相続による美容所の開設者の地位の承継の届出書は、美容所開設者承継届出書（相続）（別記第六号様式）によるものとする。</p> <p>3  施行規則第二十一条第一項の規定による合併による美容所の開設者の地位の承継の届出書は、美容所開設者承継届出書（合併）（別記第七号様式）によるものとする。</p> <p>4  施行規則第二十一条の二第一項の規定による分割による美容所の開設者の地位の承継の届出書は、美容所開設者承継届出書（分割）（別記第八号様式）によるものとする。</p>	<p>(承継届)</p> <p>第五条 (新設)</p> <p>施行規則第二十一条第一項の規定による相続による美容所の開設者の地位の承継の届出書は、美容所開設者承継届出書（相続）（別記第五号様式）によるものとする。</p> <p>2  施行規則第二十一条第一項の規定による合併による美容所の開設者の地位の承継の届出書は、美容所開設者承継届出書（合併）（別記第六号様式）によるものとする。</p> <p>3  施行規則第二十一条の二第一項の規定による分割による美容所の開設者の地位の承継の届出書は、美容所開設者承継届出書（分割）（別記第七号様式）によるものとする。</p>



## 第一号様式（第二条第一項）

美 容 所 開 設 届

年 月 日

千葉県知事 様

開設者住所 (電話)

開設者氏名

(法人にあつては、その名称、  
所在地及び代表者氏名)

次のとおり美容所を開設するので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

- 1 美容所の名称及び所在地  
名 称  
所在地 (電話)
- 2 美容師法第12条の3第1項に規定する美容所にあつては、管理美容師の氏名及び住所  
氏 名  
住 所
- 3 美容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名
- 4 美容所の構造及び設備の概要
- 5 美容師について結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無  
氏 名  
疾病の有無 有(病名 )・無
- 6 開設予定年月日 年 月 日
- 7 開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称
- 8 開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第11条第1項の届出がされている場合（7の場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時に進行する場合を含む。）は、当該理容所の開設予定年月日 年 月 日（削る。）

## 添付書類

- 1 健康診断書（美容師について結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患に関する医師の診断書）
- 2 管理美容師を設置する美容所にあつては、管理美容師資格認定講習会の修了証書の写し
- 3 開設者が外国人である場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 4 施設の平面図及び案内図

## 第一号様式（第二条第一項）

美 容 所 開 設 届

年 月 日

千葉県知事 様

開設者住所 (電話)

開設者氏名

(法人にあつては、その名称、  
所在地及び代表者氏名)

次のとおり美容所を開設するので、美容師法第11条第1項の規定により届け出ます。

- 1 美容所の名称及び所在地  
名 称  
所在地 (電話)
- 2 美容師法第12条の3第1項に規定する美容所にあつては、管理美容師の氏名及び住所  
氏 名  
住 所
- 3 美容師の氏名及び登録番号並びにその他の従業者の氏名
- 4 美容所の構造及び設備の概要
- 5 美容師について結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患の有無  
氏 名  
疾病の有無 有(病名 )・無
- 6 開設予定年月日 年 月 日
- 7 開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設されている場合は、当該理容所の名称
- 8 開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法（昭和22年法律第234号）第11条第1項の届出がされている場合（7の場合を除き、当該届出を当該美容所の開設の届出と同時に進行場合を含む。）は、当該理容所の開設予定年月日 年 月 日

- 9 美容師法施行規則第19条第1項ただし書、第2項ただし書又は第3項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、この届出に係る営業を譲り受けたことを証する旨

## 添付書類

- 1 健康診断書（美容師について結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾患に関する医師の診断書）
- 2 管理美容師を設置する美容所にあつては、管理美容師資格認定講習会の修了証書の写し
- 3 開設者が外国人である場合は、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 4 施設の平面図及び案内図

改正後

現行

第五号様式（第五条第一項）

（新設）

美容所開設者承継届出書（譲渡）

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 営業を譲渡した者の住所（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- 2 営業を譲渡した者の氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- 3 譲渡の年月日 年 月 日
- 4 美容所の名称
- 5 美容所の所在地
- 6 確認年月日及び確認番号 年 月 日 第 号

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 届出者が外国人である場合は、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限り。）

改正後

第六号様式（第五条第二項）

美容所開設者承継届出書（相続）

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日生

被相続人との続柄

開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日 年 月 日
- 4 美容所の名称
- 5 美容所の所在地
- 6 確認年月日及び確認番号 年 月 日 第 号

添付書類

- 1 被相続人との続柄及び被相続人の死亡の事実を証する戸籍謄本若しくは除かれた戸籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合は、その全員の同意書

改正前

第五号様式（第五条第一項）

美容所開設者承継届出書（相続）

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日生

被相続人との続柄

開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日 年 月 日
- 4 美容所の名称
- 5 美容所の所在地
- 6 確認年月日及び確認番号 年 月 日 第 号

添付書類

- 1 被相続人との続柄及び被相続人の死亡の事実を証する戸籍謄本若しくは除かれた戸籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合は、その全員の同意書

改正後

第七号様式（第五条第三項）

美容所開設者承継届出書（合併）

年 月 日

千葉県知事 様

名 称  
事務所所在地  
代表者の氏名

開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 合併により消滅した法人に関する事項

- (1) 名 称
- (2) 事務所所在地
- (3) 代表者の氏名

2 合併の年月日 年 月 日

3 美容所の名称

4 美容所の所在地

5 確認年月日及び確認番号 年 月 日 第 号

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

改正前

第六号様式（第五条第二項）

美容所開設者承継届出書（合併）

年 月 日

千葉県知事 様

名 称  
事務所所在地  
代表者の氏名

開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 合併により消滅した法人に関する事項

- (1) 名 称
- (2) 事務所所在地
- (3) 代表者の氏名

2 合併の年月日 年 月 日

3 美容所の名称

4 美容所の所在地

5 確認年月日及び確認番号 年 月 日 第 号

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書



改正後

第八号様式（第五条第四項）

美容所開設者承継届出書（分割）

年 月 日

千葉県知事 様

名 称  
事務所所在地  
代表者の氏名

開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 分割前の法人に関する事項

- (1) 名 称
- (2) 事務所所在地
- (3) 代表者の氏名

2 分割の年月日 年 月 日

3 美容所の名称

4 美容所の所在地

5 確認年月日及び確認番号 年 月 日 第 号

添付書類

分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

改正前

第七号様式（第五条第三項）

美容所開設者承継届出書（分割）

年 月 日

千葉県知事 様

名 称  
事務所所在地  
代表者の氏名

開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

1 分割前の法人に関する事項

- (1) 名 称
- (2) 事務所所在地
- (3) 代表者の氏名

2 分割の年月日 年 月 日

3 美容所の名称

4 美容所の所在地

5 確認年月日及び確認番号 年 月 日 第 号

添付書類

分割により営業を承継した法人の登記事項証明書



新旧対照表

○クリーニング業法施行細則（昭和五十六年千葉県規則第七十六号）に関する資料（第四条関係）

改正後	改正前
<p>(承継届)</p> <p>第四条 施行規則第二条の二第一項の規定による譲渡による営業者の地位の承継の届出書は、クリーニング業営業承継届出書（譲渡）（別記第四号様式の二）によるものとする。</p> <p>2  施行規則第二条の三第一項の規定による相続による営業者の地位の承継の届出書は、クリーニング業営業承継届出書（相続）（別記第四号様式の三）によるものとする。</p> <p>3  施行規則第二条の四第一項の規定による合併による営業者の地位の承継の届出書は、クリーニング業営業承継届出書（合併）（別記第四号様式の四）によるものとする。</p> <p>4  施行規則第二条の五第一項の規定による分割による営業者の地位の承継の届出書は、クリーニング業営業承継届出書（分割）（別記第四号様式の五）によるものとする。</p>	<p>(承継届)</p> <p>第四条 (新設)</p> <p>施行規則第二条の二第一項の規定による相続による営業者の地位の承継の届出書は、クリーニング業営業承継届出書（相続）（別記第四号様式の二）によるものとする。</p> <p>2  施行規則第二条の三第一項の規定による合併による営業者の地位の承継の届出書は、クリーニング業営業承継届出書（合併）（別記第四号様式の三）によるものとする。</p> <p>3  施行規則第二条の四第一項の規定による分割による営業者の地位の承継の届出書は、クリーニング業営業承継届出書（分割）（別記第四号様式の四）によるものとする。</p>



改正後

第一号様式（第二条第一項）

ク リ ー ニ ン グ 所 開 設 届

年 月 日

千葉県知事 様

営業者本籍

営業者住所

営業者氏名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、所在地、  
代表者氏名、本籍及び生年月日）

次のとおりクリーニング所を開設するので、クリーニング業法第5条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

- 1 クリーニング所の名称
- 2 クリーニング所の所在地 (電話)
- 3 クリーニング所開設予定年月日 年 月 日
- 4 クリーニング所の構造及び施設の概要
- 5 管理人を設置した場合は、管理人の本籍、住所、氏名、生年月日  
本 籍  
住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日
- 6 従事者中にクリーニング師のある場合  
本 籍  
住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日  
登録番号 都道府県登録 第 号  
登録年月日 年 月 日
- 7 従事者数
- 8 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、その旨

改正前

第一号様式（第二条第一項）

ク リ ー ニ ン グ 所 開 設 届

年 月 日

千葉県知事 様

営業者本籍

営業者住所

営業者氏名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、所在地、  
代表者氏名、本籍及び生年月日）

次のとおりクリーニング所を開設するので、クリーニング業法第5条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

- 1 クリーニング所の名称
- 2 クリーニング所の所在地 (電話)
- 3 クリーニング所開設予定年月日 年 月 日
- 4 クリーニング所の構造及び施設の概要
- 5 管理人を設置した場合は、管理人の本籍、住所、氏名、生年月日  
本 籍  
住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日
- 6 従事者中にクリーニング師のある場合  
本 籍  
住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日  
登録番号 都道府県登録 第 号  
登録年月日 年 月 日
- 7 従事者数
- 8 洗濯物の受取及び引渡しのみを行うクリーニング所にあつては、その旨

## 第一号様式（第二条第一項）

9 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わないクリーニング所にあつては、その旨

（削る。）

添付書類

- 1 施設の平面図及び案内図
- 2 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる書類
  - （1） クリーニング所又は無店舗取次店の名称
  - （2） クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
  - （3） 従事者数
  - （4） 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

## 第一号様式（第二条第一項）

9 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わないクリーニング所にあつては、その旨

10 クリーニング業法施行規則第1条の3第1項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、この届出に係る営業を譲り受けたことを証する旨

添付書類

- 1 施設の平面図及び案内図
- 2 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる書類
  - （1） クリーニング所又は無店舗取次店の名称
  - （2） クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
  - （3） 従事者数
  - （4） 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

改正後

第一号様式の二（第二条第二項）

無 店 舗 取 次 店 営 業 届

年 月 日

千葉県知事 様

営業者本籍  
営業者住所  
電話番号  
営業者氏名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、所在地、  
代表者氏名、本籍及び生年月日）

次のとおり無店舗取次店を営業するので、クリーニング業法第5条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

- 1 無店舗取次店の名称
- 2 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所  
自動車登録番号又は車両番号  
車両の保管場所
- 3 営業区域
- 4 営業開始の予定年月日 年 月 日
- 5 業務用車両の構造の概要
- 6 従事者中にクリーニング師のある場合  
本 籍  
住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日  
登録番号 都道府県登録 第 号  
登録年月日 年 月 日

7 従事者数

8 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わない無店舗取次店にあつては、その旨

(削る。)

改正前

第一号様式の二（第二条第二項）

無 店 舗 取 次 店 営 業 届

年 月 日

千葉県知事 様

営業者本籍  
営業者住所  
電話番号  
営業者氏名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、所在地、  
代表者氏名、本籍及び生年月日）

次のとおり無店舗取次店を営業するので、クリーニング業法第5条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

- 1 無店舗取次店の名称
- 2 業務用車両の自動車登録番号又は車両番号及び車両の保管場所  
自動車登録番号又は車両番号  
車両の保管場所
- 3 営業区域
- 4 営業開始の予定年月日 年 月 日
- 5 業務用車両の構造の概要
- 6 従事者中にクリーニング師のある場合  
本 籍  
住 所  
氏 名  
生年月日 年 月 日  
登録番号 都道府県登録 第 号  
登録年月日 年 月 日

7 従事者数

8 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物を取り扱わない無店舗取次店にあつては、その旨

9 クリーニング業法施行規則第1条の3第2項ただし書の規定の適用を受ける場合に  
あつては、この届出に係る営業を譲り受けたことを証する旨

改正後

第一号様式の二（第二条第二項）

添付書類

- 1 業務用車両の保管場所の案内図
- 2 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる書類
  - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
  - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
  - (3) 従事者数
  - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

改正前

第一号様式の二（第二条第二項）

添付書類

- 1 業務用車両の保管場所の案内図
- 2 営業者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる書類
  - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
  - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
  - (3) 従事者数
  - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名



改正後

第四号様式の二（第四条第一項）

クリーニング業営業承継届出書（譲渡）

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 営業を譲渡した者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- 2 営業を譲渡した者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- 3 譲渡の年月日 年 月 日
- 4 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- 5 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号  
クリーニング所の所在地  
車両の保管場所  
自動車登録番号又は車両番号
- 6 クリーニング所にあつては、確認年月日及び確認番号  
年 月 日 第 号
- 7 無店舗取次店にあつては、届出年月日  
年 月 日

添付書類

- 1 営業の譲渡が行われたことを証する書類
- 2 営業者の地位を承継した者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる書類
  - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
  - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
  - (3) 従事者数
  - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

改正前

（新設）

第四号様式の三（第四条第二項）

クリーニング業営業承継届出書（相続）

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日生

被相続人との続柄

営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日 年 月 日
- 4 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- 5 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号  
クリーニング所の所在地  
車両の保管場所  
自動車登録番号若しくは車両番号
- 6 クリーニング所にあつては、確認年月日及び確認番号  
年 月 日 第 号
- 7 無店舗取次店にあつては、届出年月日  
年 月 日

添付書類

- 1 被相続人との続柄及び被相続人の死亡の事実を証する戸籍謄本若しくは除かれた戸籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合は、その全員の同意書
- 3 営業者の地位を承継した者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる書類
  - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
  - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
  - (3) 従事者数
  - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

第四号様式の二（第四条第一項）

クリーニング業営業承継届出書（相続）

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日生

被相続人との続柄

営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日 年 月 日
- 4 クリーニング所又は無店舗取次店の名称
- 5 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号  
クリーニング所の所在地  
車両の保管場所  
自動車登録番号若しくは車両番号
- 6 クリーニング所にあつては、確認年月日及び確認番号  
年 月 日 第 号
- 7 無店舗取次店にあつては、届出年月日  
年 月 日

添付書類

- 1 被相続人との続柄及び被相続人の死亡の事実を証する戸籍謄本若しくは除かれた戸籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合は、その全員の同意書
- 3 営業者の地位を承継した者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる書類
  - (1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称
  - (2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号
  - (3) 従事者数
  - (4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

第四号様式の四（第四条第三項）

クリーニング業営業承継届出書（合併）

年 月 日

千葉県知事 様

名 称  
事務所所在地  
代表者の氏名

営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

## 1 合併により消滅した法人に関する事項

- (1) 名 称  
(2) 事務所所在地  
(3) 代表者の氏名

## 2 合併の年月日 年 月 日

## 3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称

## 4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

クリーニング所の所在地  
車両の保管場所  
自動車登録番号又は車両番号

## 5 クリーニング所にあつては、確認年月日及び確認番号

年 月 日 第 号

## 6 無店舗取次店にあつては、届出年月日

年 月 日

## 添付書類

- 1 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書  
2 営業者の地位を承継した者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる書類  
(1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称  
(2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号  
(3) 従事者数  
(4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

第四号様式の三（第四条第二項）

クリーニング業営業承継届出書（合併）

年 月 日

千葉県知事 様

名 称  
事務所所在地  
代表者の氏名

営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

## 1 合併により消滅した法人に関する事項

- (1) 名 称  
(2) 事務所所在地  
(3) 代表者の氏名

## 2 合併の年月日 年 月 日

## 3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称

## 4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

クリーニング所の所在地  
車両の保管場所  
自動車登録番号又は車両番号

## 5 クリーニング所にあつては、確認年月日及び確認番号

年 月 日 第 号

## 6 無店舗取次店にあつては、届出年月日

年 月 日

## 添付書類

- 1 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書  
2 営業者の地位を承継した者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる書類  
(1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称  
(2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号  
(3) 従事者数  
(4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

第四号様式の五 (第四条第四項)

クリーニング業営業承継届出書 (分割)

年 月 日

千葉県知事 様

名 称  
事務所所在地  
代表者の氏名

営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

## 1 分割前の法人に関する事項

- (1) 名 称  
(2) 事務所所在地  
(3) 代表者の氏名

## 2 分割の年月日 年 月 日

## 3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称

## 4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

クリーニング所の所在地  
車両の保管場所  
自動車登録番号又は車両番号

## 5 クリーニング所にあつては、確認年月日及び確認番号

年 月 日 第 号

## 6 無店舗取次店にあつては、届出年月日

年 月 日

## 添付書類

- 1 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書  
2 営業者の地位を承継した者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる書類  
(1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称  
(2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号  
(3) 従事者数  
(4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

第四号様式の四 (第四条第三項)

クリーニング業営業承継届出書 (分割)

年 月 日

千葉県知事 様

名 称  
事務所所在地  
代表者の氏名

営業者の地位を承継したので、クリーニング業法第5条の3第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

## 1 分割前の法人に関する事項

- (1) 名 称  
(2) 事務所所在地  
(3) 代表者の氏名

## 2 分割の年月日 年 月 日

## 3 クリーニング所又は無店舗取次店の名称

## 4 クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号

クリーニング所の所在地  
車両の保管場所  
自動車登録番号又は車両番号

## 5 クリーニング所にあつては、確認年月日及び確認番号

年 月 日 第 号

## 6 無店舗取次店にあつては、届出年月日

年 月 日

## 添付書類

- 1 分割により営業を承継した法人の登記事項証明書  
2 営業者の地位を承継した者が他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとの次に掲げる書類  
(1) クリーニング所又は無店舗取次店の名称  
(2) クリーニング所の所在地又は無店舗取次店の業務用車両の保管場所及び自動車登録番号若しくは車両番号  
(3) 従事者数  
(4) 従事者中にクリーニング師のある場合は、その氏名

○興行場法施行条例施行規則（昭和五十九年千葉県規則第四十三号）に関する資料（第五条関係）

改正後	改正前
<p>(許可の申請)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 条例第二条の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>	<p>(許可の申請)</p> <p>第二条 略</p> <p>2 条例第二条の規則で定める書類及び図面は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、申請者が営業者からその興行場の営業を譲り受けた場合であつて、当該営業に係る従前の許可の内容（第一号又は第二号に掲げる図面に係るものに限る。）に変更がないときは、その変更がない図面の添付を省略することができる。</p>
<p>一～三 略</p> <p>(削除)</p>	<p>一～三 略</p> <p>四 条例第二条ただし書又はこの項ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、当該営業を譲り受けたことを証する書面</p>
<p>(承継の届出)</p> <p>第三条 条例第二条の二第一項に規定する届出書は、興行場営業承継届出書（譲渡）（別記第二号様式）とする。</p> <p>2 条例第二条の二第二項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書面</p> <p>二 届出者が法人の場合にあつては、登記事項証明書</p>	<p>(新設)</p> <p>第三条 条例第二条の二第一項に規定する届出書は、興行場営業承継届出書（相続）（別記第二号様式）とする。</p> <p>2 条例第二条の二第二項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p>
<p>第四条 条例第二条の二第二項に規定する届出書は、興行場営業承継届出書（相続）（別記第三号様式）とする。</p> <p>2 条例第二条の二第二項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 略</p>	<p>第四条 条例第二条の二第二項に規定する届出書は、興行場営業承継届出書（相続）（別記第三号様式）とする。</p> <p>2 条例第二条の二第二項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>一・二 略</p>
<p>第五条 条例第二条の二第三項に規定する届出書は、興行場営業承継届出書（合併）（別記第四号様式）とする。</p> <p>2 条例第二条の二第三項の規則で定める書類は、届出者の法人の登記事項証</p>	<p>第四条 条例第二条の二第二項に規定する届出書は、興行場営業承継届出書（合併）（別記第三号様式）とする。</p> <p>2 条例第二条の二第二項の規則で定める書類は、届出をしようとする者の法</p>

明書とする。

**第六条** 条例**第二条の二第四項**に規定する届出書は、興行場営業承継届出書

(分割) (別記**第五号様式**)とする。

2 条例**第二条の二第四項**の規則で定める書類は、**届出者**の法人の登記事項証  
明書とする。

(変更等の届出)

**第七条** 条例**第三条**に規定する届出は、興行場営業変更届出書 (別記**第六号様**

**式**) 又は興行場営業停止 (廃止) 届出書 (別記**第七号様式**) を提出して行わ  
なければならない。

人の登記事項証明書とする。

**第五条** 条例**第二条の二第三項**に規定する届出書は、興行場営業承継届出書

(分割) (別記**第四号様式**)とする。

2 条例**第二条の二第三項**の規則で定める書類は、**届出をしようとする者**の法  
人の登記事項証明書とする。

(変更等の届出)

**第六条** 条例**第三条**に規定する届出は、興行場営業変更届出書 (別記**第五号様**

**式**) 又は興行場営業停止 (廃止) 届出書 (別記**第六号様式**) を提出して行わ  
なければならない。

改正後

改正前

第二号様式（第三条第一項）

（新設）

興行場営業承継届出書（譲渡）

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 興行場営業を譲渡した者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- 2 興行場営業を譲渡した者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- 3 譲渡の年月日 年 月 日
- 4 興行場の名称
- 5 興行場の所在地
- 6 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

添付書類

- 1 興行場営業の譲渡が行われたことを証する書面
- 2 届出者が法人の場合にあつては、登記事項証明書

改正後

第三号様式（第四条第一項）

興行場営業承継届出書（相続）

年 月 日

千葉県知事 様

住所  
氏名  
被相続人との続柄

営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日 年 月 日
- 4 興行場の名称
- 5 興行場の所在地
- 6 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

添付書類

- 1 被相続人との続柄及び被相続人の死亡の事実を証する戸籍謄本若しくは除かれた戸籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合は、その全員の同意書

改正前

第二号様式（第三条第一項）

興行場営業承継届出書（相続）

年 月 日

千葉県知事 様

住所  
氏名  
被相続人との続柄

営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日 年 月 日
- 4 興行場の名称
- 5 興行場の所在地
- 6 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

添付書類

- 1 被相続人との続柄及び被相続人の死亡の事実を証する戸籍謄本若しくは除かれた戸籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合は、その全員の同意書



改正後

第四号様式（第五条第一項）

興行場営業承継届出書（合併）

年 月 日

千葉県知事 様

名 称  
主たる事務所の所在地  
代表者の氏名

営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 合併により消滅した法人の名称
- 2 合併により消滅した法人の主たる事務所の所在地
- 3 合併により消滅した法人の代表者の氏名
- 4 合併の年月日 年 月 日
- 5 興行場の名称
- 6 興行場の所在地
- 7 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

添付書類

法人の登記事項証明書

改正前

第三号様式（第四条第一項）

興行場営業承継届出書（合併）

年 月 日

千葉県知事 様

名 称  
主たる事務所の所在地  
代表者の氏名

営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 合併により消滅した法人の名称
- 2 合併により消滅した法人の主たる事務所の所在地
- 3 合併により消滅した法人の代表者の氏名
- 4 合併の年月日 年 月 日
- 5 興行場の名称
- 6 興行場の所在地
- 7 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

添付書類

法人の登記事項証明書

改正後

第五号様式（第六条第一項）

興行場営業承継届出書（分割）

年 月 日

千葉県知事 様

名 称  
事務所所在地  
代表者の氏名

営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 分割をした法人の名称
- 2 分割をした法人の主たる事務所の所在地
- 3 分割をした法人の代表者の氏名
- 4 分割の年月日 年 月 日
- 5 興行場の名称
- 6 興行場の所在地
- 7 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

添付書類

法人の登記事項証明書

改正前

第四号様式（第五条第一項）

興行場営業承継届出書（分割）

年 月 日

千葉県知事 様

名 称  
事務所所在地  
代表者の氏名

営業者の地位を承継したので、興行場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 分割をした法人の名称
- 2 分割をした法人の主たる事務所の所在地
- 3 分割をした法人の代表者の氏名
- 4 分割の年月日 年 月 日
- 5 興行場の名称
- 6 興行場の所在地
- 7 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

添付書類

法人の登記事項証明書

改正後

第六号様式（第七条）

興行場営業変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名）

興行場法施行条例第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 4 変更事項
- 5 変更年月日 年 月 日

添付書類 興行場の構造設備の変更にあつては、その前後の状況を示す図面

改正前

第五号様式（第六条）

興行場営業変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

（法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名）

興行場法施行条例第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 4 変更事項
- 5 変更年月日 年 月 日

添付書類 興行場の構造設備の変更にあつては、その前後の状況を示す図面

改正後

第七号様式（第七条）

興行場営業停止（廃止）届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
氏 名

（法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名）

興行場営業を停止（廃止）したので、興行場法施行条例第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 4 停止事項（一部・全部）
- 5 停止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 廃止年月日 年 月 日

添付書類 興行場の構造設備の一部停止にあつては、その前後の状況を示す図面

改正前

第六号様式（第六条）

興行場営業停止（廃止）届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
氏 名

（法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名）

興行場営業を停止（廃止）したので、興行場法施行条例第3条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 興行場の名称
- 2 興行場の所在地
- 3 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 4 停止事項（一部・全部）
- 5 停止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 6 廃止年月日 年 月 日

添付書類 興行場の構造設備の一部停止にあつては、その前後の状況を示す図面

改正後

改正前

<p>第三条 略</p>	<p>第三条 略</p>
<p>(承継の届出)                  第四条 施行規則第一条の二第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書(譲渡)(別記第二号様式)とする。</p>	<p>(新設)                  第四条 施行規則第二条第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書(相続)(別記第二号様式)とする。</p>
<p>2] 前項の届出書には、届出しようとする者が法人の場合にあつては、当該法人の登記事項証明書を添付しなければならない。</p>	<p>(承継の届出)                  第四条 施行規則第二条第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書(相続)(別記第二号様式)とする。</p>
<p>第五条 施行規則第二条第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書(相続)(別記第三号様式)とする。</p>	<p>第五条 施行規則第三条第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書(合併)(別記第三号様式)とする。</p>
<p>第六条 施行規則第三条第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書(合併)(別記第四号様式)とする。</p>	<p>第六条 施行規則第三条の二第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書(分割)(別記第四号様式)とする。</p>
<p>2 略                  第七条 施行規則第三条の二第一項に規定する届書は、公衆浴場営業承継届出書(分割)(別記第五号様式)とする。</p>	<p>2 略                  第七条 施行規則第四条の規定による届出は、公衆浴場営業変更届出書(別記第五号様式)又は公衆浴場営業停止(廃止)届出書(別記第六号様式)を提出して行わなければならない。</p>
<p>(変更等の届出)                  第八条 施行規則第四条の規定による届出は、公衆浴場営業変更届出書(別記第六号様式)又は公衆浴場営業停止(廃止)届出書(別記第七号様式)を提出して行わなければならない。</p>	<p>(変更等の届出)                  第七条 施行規則第四条の規定による届出は、公衆浴場営業変更届出書(別記第五号様式)又は公衆浴場営業停止(廃止)届出書(別記第六号様式)を提出して行わなければならない。</p>
<p>(電磁的記録)                  第九条 条例第四条第十九号に規定する浴場の管理運営に係る記録について、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)による作成を行う場合は、営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク</p>	<p>(電磁的記録)                  第八条 条例第四条第十九号に規定する浴場の管理運営に係る記録について、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)による作成を行う場合は、営業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク</p>

ク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

2・3 略

ク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製する方法により作成を行わなければならない。

2・3 略

改正後

第一号様式（第三条）

公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、事）  
（務所所在地及び代表者の氏名）

公衆浴場営業の許可を受けたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 公衆浴場の名称
- 2 公衆浴場の所在地
- 3 公衆浴場の種類
- 4 営業施設の構造設備
- 5 汚水排除の方法

6 燃料の種類

（削る。）

添付書類

- 1 建物の平面図及びその諸施設の配置図
- 2 建物の周囲400メートル以内の付近見取図（縮尺2,500分の1のもの）
- 3 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

改正前

第一号様式（第三条）

公衆浴場営業許可申請書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、事）  
（務所所在地及び代表者の氏名）

公衆浴場営業の許可を受けたいので、公衆浴場法第2条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 公衆浴場の名称
- 2 公衆浴場の所在地
- 3 公衆浴場の種類
- 4 営業施設の構造設備
- 5 汚水排除の方法

6 燃料の種類

7 公衆浴場法施行規則第1条ただし書の規定の適用を受ける場合にあつては、この申請に係る営業を譲り受けたことを証する旨

添付書類

- 1 建物の平面図及びその諸施設の配置図
- 2 建物の周囲400メートル以内の付近見取図（縮尺2,500分の1のもの）
- 3 法人にあつては、定款又は寄附行為の写し

改正後

改正前

第二号様式（第四条）

（新設）

公衆浴場営業承継届出書（譲渡）

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日生

〔法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名〕

営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 浴場業を譲渡した者の住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
- 2 浴場業を譲渡した者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）
- 3 譲渡の年月日 年 月 日
- 4 公衆浴場の名称
- 5 公衆浴場の所在地
- 6 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

添付書類

- 1 浴場業の譲渡が行われたことを証する書面
- 2 届出者が法人の場合にあつては、届出者の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書



改正後

**第三号様式 (第五条)**

公衆浴場営業承継届出書 (相続)

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日生

被相続人との続柄

営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日 年 月 日
- 4 公衆浴場の名称
- 5 公衆浴場の所在地
- 6 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

添付書類

- 1 被相続人との続柄及び被相続人の死亡の事実を証する戸籍謄本若しくは除かれた戸籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合は、その全員の同意書

改正前

**第二号様式 (第四条)**

公衆浴場営業承継届出書 (相続)

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日生

被相続人との続柄

営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 被相続人の氏名
- 2 被相続人の住所
- 3 相続開始の年月日 年 月 日
- 4 公衆浴場の名称
- 5 公衆浴場の所在地
- 6 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

添付書類

- 1 被相続人との続柄及び被相続人の死亡の事実を証する戸籍謄本若しくは除かれた戸籍の謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が2人以上ある場合は、その全員の同意書

改正後

**第四号様式（第六条第一項）**

公衆浴場営業承継届出書（合併）

年 月 日

千葉県知事 様

名 称  
事務所所在地  
代表者氏名

営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 合併により消滅した法人の名称
- 2 合併により消滅した法人の事務所所在地
- 3 合併により消滅した法人の代表者の氏名
- 4 合併の年月日 年 月 日
- 5 公衆浴場の名称
- 6 公衆浴場の所在地
- 7 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

添付書類

- 1 定款又は寄附行為の写し
- 2 法人の登記事項証明書

改正前

**第三号様式（第五条第一項）**

公衆浴場営業承継届出書（合併）

年 月 日

千葉県知事 様

名 称  
事務所所在地  
代表者氏名

営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 合併により消滅した法人の名称
- 2 合併により消滅した法人の事務所所在地
- 3 合併により消滅した法人の代表者の氏名
- 4 合併の年月日 年 月 日
- 5 公衆浴場の名称
- 6 公衆浴場の所在地
- 7 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

添付書類

- 1 定款又は寄附行為の写し
- 2 法人の登記事項証明書

改正後

**第五号様式**（**第七条第一項**）

公衆浴場営業承継届出書（分割）

年 月 日

千葉県知事 様

名 称  
事務所所在地  
代表者の氏名

営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 分割前の法人の名称
- 2 分割前の法人の事務所所在地
- 3 分割前の法人の代表者の氏名
- 4 分割の年月日 年 月 日
- 5 公衆浴場の名称
- 6 公衆浴場の所在地
- 7 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

添付書類

- 1 定款又は寄附行為の写し
- 2 法人の登記事項証明書

改正前

**第四号様式**（**第六条第一項**）

公衆浴場営業承継届出書（分割）

年 月 日

千葉県知事 様

名 称  
事務所所在地  
代表者の氏名

営業者の地位を承継したので、公衆浴場法第2条の2第2項の規定により、関係書類を添えて次のとおり届け出ます。

- 1 分割前の法人の名称
- 2 分割前の法人の事務所所在地
- 3 分割前の法人の代表者の氏名
- 4 分割の年月日 年 月 日
- 5 公衆浴場の名称
- 6 公衆浴場の所在地
- 7 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号

添付書類

- 1 定款又は寄附行為の写し
- 2 法人の登記事項証明書

改正後

**第六号様式（第八条）**

公衆浴場営業変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、事）  
（務所所在地及び代表者の氏名）

公衆浴場法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 公衆浴場の名称
- 2 公衆浴場の所在地
- 3 公衆浴場の種類
- 4 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 5 変更事項
- 6 変更年月日 年 月 日

添付書類 営業施設の構造設備の変更にあつては、その前後の状況を示す図面

改正前

**第五号様式（第七条）**

公衆浴場営業変更届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、事）  
（務所所在地及び代表者の氏名）

公衆浴場法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 公衆浴場の名称
- 2 公衆浴場の所在地
- 3 公衆浴場の種類
- 4 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 5 変更事項
- 6 変更年月日 年 月 日

添付書類 営業施設の構造設備の変更にあつては、その前後の状況を示す図面

改正後

**第七号様式（第八条）**

公衆浴場営業停止（廃止）届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、事  
務所所在地及び代表者の氏名）

公衆浴場営業を停止（廃止）したので、公衆浴場法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 公衆浴場の名称
- 2 公衆浴場の所在地
- 3 公衆浴場の種類
- 4 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 5 停止事項（一部・全部）
- 6 停止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 7 廃止年月日 年 月 日

添付書類 営業施設の構造設備の一部停止にあつては、その前後の状況を示す図面

改正前

**第六号様式（第七条）**

公衆浴場営業停止（廃止）届出書

年 月 日

千葉県知事 様

住 所

氏 名

年 月 日生

（法人にあつては、その名称、事  
務所所在地及び代表者の氏名）

公衆浴場営業を停止（廃止）したので、公衆浴場法施行規則第4条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 公衆浴場の名称
- 2 公衆浴場の所在地
- 3 公衆浴場の種類
- 4 許可年月日及び許可番号 年 月 日 第 号
- 5 停止事項（一部・全部）
- 6 停止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 7 廃止年月日 年 月 日

添付書類 営業施設の構造設備の一部停止にあつては、その前後の状況を示す図面



○食品衛生法施行細則（昭和六十二年千葉県規則第十九号）に関する資料（第七条関係）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>（許可業者又は届出業者の承継の届出書）</p> <p>第十一条 施行規則第六十七条の二第一項、第六十八条第一項、第六十九条第一項及び第七十条第一項（これらの規定を施行規則第七十条の二第二項において準用する場合を含む。）の届出書は、地位承継届（別記第九号様式）によるものとする。</p> <p>（営業の届出書）</p> <p>第十二条 施行規則第七十条の二第一項の届出書は、営業許可申請書・営業届（新規、継続）（別記第七号様式）によるものとする。</p>	<p>（許可業者の承継の届出書）</p> <p>第十一条 施行規則第六十八条第一項、第六十九条第一項及び第七十条第一項の届出書は、地位承継届（別記第九号様式）によるものとする。</p> <p>（営業の届出書）</p> <p>第十二条 施行規則第七十条の二の届出書は、営業許可申請書・営業届（新規、継続）（別記第七号様式）によるものとする。</p>





改正後

第七号様式（第九条第一項及び第十二条）  
（許可・届出共通）

年 月 日

整理番号：  
※申請者、届出者による記載は不要です。

千葉県知事 様

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。  
※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開  
します。  
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックして  
ください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：	法人番号：		
申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地				
(ふりがな) 申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名			(生年月日)  年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：	施設の所在地		
	(ふりがな) 施設の名称、屋号又は商号			
	(ふりがな) 食品衛生責任者の氏名	※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	資格の種類 受講した講習会	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載	
	自動販売機の型番	業態		
HACCPの取組 ※引き続き営業許可を受けようとする場合に限り、ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理				
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設 <input type="checkbox"/>			
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国及び県の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 <input type="checkbox"/>			
営業届出	営業の形態		備考	
	1			
	2			
担当者	(ふりがな) 担当者氏名		電話番号	

改正前

第七号様式（第九条第一項及び第十二条）  
（許可・届出共通）

年 月 日

整理番号：  
※申請者、届出者による記載は不要です。

千葉県知事 様

営業許可申請書・営業届（新規、継続）

食品衛生法（第55条第1項・第57条第1項）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。  
※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開  
します。  
申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックして  
ください。（□）

申請者・届出者情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：	法人番号：		
申請者・届出者住所 ※法人にあつては、所在地				
(ふりがな) 申請者・届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名			(生年月日)  年 月 日生	
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：	
	電子メールアドレス：	施設の所在地		
	(ふりがな) 施設の名称、屋号又は商号			
	(ふりがな) 食品衛生責任者の氏名	※合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者を除く。	資格の種類 受講した講習会	食管・食監・調・製・栄・船舶・と畜・食鳥 都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む） 講習会名称 年 月 日
	主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載	
	自動販売機の型番	業態		
HACCPの取組 ※引き続き営業許可を受けようとする場合に限り、ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。 <input type="checkbox"/> HACCPに基づく衛生管理 <input type="checkbox"/> HACCPの考え方を取り入れた衛生管理				
業種に応じた情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設 <input type="checkbox"/>			
	輸出食品取扱施設 ※この申請等の情報は、国及び県の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。 <input type="checkbox"/>			
営業届出	営業の形態		備考	
	1			
	2			
担当者	(ふりがな) 担当者氏名		電話番号	

(許可のみ)

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係	該当には <input checked="" type="checkbox"/>														
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>														
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>														
(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>															
営業施設情報	<input type="checkbox"/> ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ③魚肉ハム <input type="checkbox"/> ④食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ⑤調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦マーガリン <input type="checkbox"/> ⑧添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ⑨食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑩放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑪ショートニング	令第13条に規定する食品又は添加物の別														
	(ふりがな)	資格の種類 食品衛生管理者の氏名※「食品衛生管理者選任(変更)届」 も別途必要														
	使用水の種類 ① 水道水 ( <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道 ) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号※自動車において調理をする営業の場合														
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 <input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>														
	ふぐの処理を行う施設 (ふりがな) ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等														
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>許可番号及び許可年月日</th> <th>営業の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	1 年 月 日			2 年 月 日			3 年 月 日			4 年 月 日		
許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考														
1 年 月 日																
2 年 月 日																
3 年 月 日																
4 年 月 日																
備考																

(許可のみ)

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係	該当には <input checked="" type="checkbox"/>														
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>														
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。	<input type="checkbox"/>														
(3) 法人であつて、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの。	<input type="checkbox"/>															
営業施設情報	<input type="checkbox"/> ①全粉乳(容量が1,400グラム以下である缶に収められたもの) <input type="checkbox"/> ②加糖粉乳 <input type="checkbox"/> ③魚肉ハム <input type="checkbox"/> ④食用油脂(脱色又は脱臭の過程を経て製造されるもの) <input type="checkbox"/> ⑤調製粉乳 <input type="checkbox"/> ⑥魚肉ソーセージ <input type="checkbox"/> ⑦マーガリン <input type="checkbox"/> ⑧添加物(法第13条第1項の規定により規格が定められたもの) <input type="checkbox"/> ⑨食肉製品 <input type="checkbox"/> ⑩放射線照射食品 <input type="checkbox"/> ⑪ショートニング	令第13条に規定する食品又は添加物の別														
	(ふりがな)	資格の種類 食品衛生管理者の氏名※「食品衛生管理者選任(変更)届」 も別途必要														
	使用水の種類 ① 水道水 ( <input type="checkbox"/> 水道水 <input type="checkbox"/> 専用水道 <input type="checkbox"/> 簡易専用水道 ) ② <input type="checkbox"/> ①以外の飲用に適する水	自動車登録番号※自動車において調理をする営業の場合														
業種に応じた情報	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 <input type="checkbox"/>	生食用食肉の加工又は調理を行う施設 <input type="checkbox"/>														
	ふぐの処理を行う施設 (ふりがな) ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合	認定番号等														
添付書類	<input type="checkbox"/> 施設の構造及び設備を示す図面 (事業譲渡の場合は省略可) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (飲用に適する水使用の場合) 水質検査の結果 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>許可番号及び許可年月日</th> <th>営業の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4 年 月 日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考	1 年 月 日			2 年 月 日			3 年 月 日			4 年 月 日		
許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考														
1 年 月 日																
2 年 月 日																
3 年 月 日																
4 年 月 日																
備考																

改正後

第九号様式（第十一条）

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

千葉県知事 様

地 位 承 継 届

下記のとおり、許可営業者（届出営業者）の地位を承継（譲渡・相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

※承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国及び県の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	F A X 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
届出者住所 ※法人にあつては、所在地			
(ふりがな) 届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		生年月日 年 月 日 被相続人との続柄	
営業を譲渡した者	郵便番号：	電話番号：	F A X 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	譲渡した者の氏名（法人にあつては、その名称及び代表者の氏名）		(ふりがな)
	譲渡した者の住所（法人にあつては、その所在地）		
譲渡年月日 年 月 日		添付書類 <input type="checkbox"/> 譲渡が行われたことを証する書類	
被相続人	郵便番号：	電話番号：	F A X 番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
相続開始年月日 年 月 日		添付書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が二人以上いる場合）	
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	F A X 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名		(ふりがな)
	合併により消滅した法人の所在地		
合併年月日 年 月 日		添付書類 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）	
分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	F A X 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名		(ふりがな)
	分割前の法人の所在地		
分割年月日 年 月 日		添付書類 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）	

改正前

第九号様式（第十一条）

年 月 日

整理番号：

※申請者、届出者による記載は不要です。

千葉県知事 様

地 位 承 継 届

下記のとおり、許可営業者の地位を承継（相続・合併・分割）したので、食品衛生法（第56条第2項・第57条第2項）の規定に基づき届け出ます。

※以下の情報は「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。

申請者または届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（□）

※承継する施設が輸出食品取扱施設の場合、申請等の情報は、国及び県の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。

地位を承継する者の情報	郵便番号：	電話番号：	F A X 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
届出者住所 ※法人にあつては、所在地			
(ふりがな) 届出者氏名 ※法人にあつては、その名称及び代表者の氏名		生年月日 年 月 日 被相続人との続柄	
被相続人	郵便番号：	電話番号：	F A X 番号：
	電子メールアドレス：		
	被相続人の氏名	(ふりがな)	
	被相続人の住所		
相続開始年月日 年 月 日		添付書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 又は <input type="checkbox"/> 法定相続情報一覧図の写し <input type="checkbox"/> 同意書（相続人が二人以上いる場合）	
合併により消滅した法人	郵便番号：	電話番号：	F A X 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	合併により消滅した法人の名称及び代表者氏名		(ふりがな)
	合併により消滅した法人の所在地		
合併年月日 年 月 日		添付書類 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（合併後存続する法人又は設立された法人の登記事項証明書）	
分割前の法人	郵便番号：	電話番号：	F A X 番号：
	電子メールアドレス：		法人番号：
	分割前の法人の名称及び代表者の氏名		(ふりがな)
	分割前の法人の所在地		
分割年月日 年 月 日		添付書類 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書（分割により営業を承継した法人の登記事項証明書）	

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において営業をする場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	（ふりがな） 施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において営業をする場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	（ふりがな） 施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地（自動車において営業をする場合は、当該自動車の自動車登録番号）		
	（ふりがな） 施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
備考			

営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	（ふりがな） 施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	（ふりがな） 施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
営業施設情報	郵便番号：	電話番号：	FAX番号：
	電子メールアドレス：		
	施設の所在地		
	（ふりがな） 施設の名称、屋号、商号		
	許可番号及び許可年月日 ※許可営業の場合のみ記入	営業の種類	備考
	番号 年 月 日		
	番号 年 月 日		
備考			

○食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成3年千葉県規則34号）に関する資料（第8条関係）

改正後

第四号様式（第五条）

承 継 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
氏 名

（法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名）

食鳥処理業者の地位を承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 地位を承継した年月日	
2 食鳥処理場の名称	
<u>3 食鳥処理場の所在地</u>	
<u>4 承継の理由</u>	<u>譲渡 ・ 相続 ・ 合併 ・ 分割</u>

添付書類 地位を承継した事実を証する書面

改正前

第四号様式（第五条）

承 継 届

年 月 日

千葉県知事 様

住 所  
氏 名

（法人にあつては、その名称、主たる  
事務所の所在地及び代表者の氏名）

食鳥処理業者の地位を相続（合併・分割）により承継したので、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 地位を承継した年月日	
2 食鳥処理場の名称	
<u>3 食鳥処理場の所在地</u>	

添付書類 地位を承継した事実を証する書面

